（健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法（平成二十一年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二第二項第二号の規定により算定する費用の額は、第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額を第三号に掲げる数から第四号に掲げる数を控除した額で除して得た額に第四号に掲げる数を乗じて得た額を控除した額とする。	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二第二項第二号の規定により算定する費用の額は、第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額を第三号に掲げる数から第四号に掲げる数を控除した額で除して得た額に第四号に掲げる数を乗じて得た額を控除した額とする。
一　当該支部被保険者及びその被扶養者である原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）にいう被爆者（以下「被爆者」という。）に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額	一　当該支部被保険者及びその被扶養者である原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）にいう被爆者（以下「被爆者」という。）に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額
二　当該支部被保険者及びその被扶養者である被爆者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額	二　当該支部被保険者及びその被扶養者である被爆者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額
三・四　（略）	三・四　（略）

省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・○一二四四六四五
省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（健康保険組合に係るものに限る。）	（略）
省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）に係るものに限る。）	（略）
省令附則第五条の四第一項第二号イに規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。）	（略）
（略）	（略）

省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・○一二四四六四五
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・○○○○○○○
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険組合に係るものに限る。）	○・○一一九二六六九
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）に係るものに限る。）	○・○○○○○○○○
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。）	○・○○○○○○○○
（略）	（略）